



2023年5月30日

各位

会社名 大井電気株式会社
代表者の役職名 取締役社長 石田 甲
(コード番号: 6822 東証スタンダード)
問い合わせ先 経営管理本部長 仁井 克己
045-433-1361

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である Uneath International Limited (以下、「提案株主」といいます。)より 2023年6月開催予定の当社第99期定時株主総会に関し株主提案を行う旨の2023年4月25日付の書面(以下、「提案書面」といいます。)を受領しておりましたところ、提案株主は、提案書面において、①「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の減額の件」(以下、「株主提案①」といいます。)、②「株式分割の件」及び③「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の廃止の件」(以下、「株主提案③」といいます。)を提案しておりましたが、このうち②を後に取り下げました。

これを受けて、当社は、本日開催の取締役会において、株主提案①及び株主提案③に対する意見を協議し、これに反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主及び株主提案の内容の概要

(1) 株主名

Uneath International Limited

(2) 議題

株主提案①「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の減額の件」

株主提案③「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の廃止の件」

(3) 議案の要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙に記載のとおりです。

なお、提案株主から提出された提案書面の該当箇所を原文のまま掲載したものであります。

2. 株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 株主提案①「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の減額の件」について

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

① 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決議状況について

当社は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額を年額1億10百万円以内、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額を年額36百万円以内と決議しております。

② 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額の限度額の合理性について

株主提案①において年額4000万円以内とされている「報酬の限度額」とは、上記金銭報酬及び非金銭報酬の報酬総額の限度額であると解されますところ、当社と同業

他社 3 社の報酬総額の限度額を比較しますと、当社の報酬総額の限度額は、比較対象とした同業他社 3 社の報酬総額の限度額をいずれも下回っており、同業他社の水準に照らしても不合理な金額ではないと考えております。

また、株主提案①が「報酬の限度額」とする年額 4000 万円は他社水準を大きく下回る上、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を進めることにより企業価値を向上させることを目的とする譲渡制限付株式報酬の交付の取組みを後退させるものであり、合理性を欠くものであると考えます。

※取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に含む報酬の限度額の比較対照結果は以下のとおりです。（2022 年 3 月 31 日現在）

	資本金	金銭報酬の 限度額	非金銭報酬の 限度額	総額
当社	27 億 8 百万円	1 億 10 百万円	36 百万円	1 億 46 百万円
A 社	60 億 25 百万円	1 億 90 百万円	－	1 億 90 百万円
B 社	49 億 9 百万円	1 億 80 百万円	－	1 億 80 百万円
C 社	24 億 85 百万円	1 億 50 百万円	1 億円	2 億 50 百万円

③業績予想の下方修正について

提案株主は、当社取締役が、2021 年 3 月期以降、期初に公表しております業績予想の下方修正を重ねていると指摘しております。

当社としては、今後も業績予想の精度向上には努めて参りますが、2021 年 3 月期以降の業績予想の下方修正は、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降における部材の長納期化問題の影響を始めとして期初に見通すことが極めて困難な経営環境によるものであり、一定程度避け難いものであったと考えておりますので、株主の皆様にはご理解を賜りたいと存じます。

④報酬減額の実態

提案株主は、当社代表取締役社長石田甲が提案株主との面談時に役員報酬の減額について、「当然しないといけないと考えている。」と発言した旨を株主提案書に記載しておりますが、これは発言の一部を切り取ったものであり、当社代表取締役社長石田甲は、2023 年 3 月期の当社業績に対する責任として、役員報酬の減額を既に行っている旨を提案株主に説明しております。

※取締役に支給する報酬（2024 年 3 月期支給分）の減額の詳細は以下のとおりです。

（ア）金銭報酬である業績連動報酬（賞与）（2023 年 6 月支給）支給なし

（イ）月額報酬の減額（減額率）

取締役社長 50%

取締役 10%

以上の理由から、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

（2）株主提案③「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件」

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

①買収防衛策の導入・継続の経緯

当社は、2016 年 5 月 25 日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件に「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「買収防衛策」といいます。）を導入した後、2019 年 6 月 26 日開催の第 95 期定時株主総会及び 2022 年 6 月 29 日開催の第 98 期定時株主総会において、それぞれ内容を一部修正の上、買収防衛策を継続することをご承認いただき、現在に至っております。

②当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

③買収防衛策が少数株主を含む株主共同の利益を確保・向上させるものであること

当社の買収防衛策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、株式の大規模買付が行われる際に株主の皆様へ大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるよう、大規模買付行為を行おうとする者と当社取締役会がそれぞれ適切な情報提供をした上で株主の皆様へ十分な検討時間を確保することを内容とするものですので、上記②の基本方針に沿うものであり、少数株主を含む株主共同の利益に資するものです。

また、当社の買収防衛策に基づく対抗措置の発動にあたっては、業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役又は社外の有識者で構成される独立委員会の勧告を最大限尊重した上、取締役会において決議することとしておりますので、当社の買収防衛策が現経営陣の保身であるとの提案株主の指摘も当たりません。

今後も、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある大規模買付行為が行われる可能性はありますので、このような事態に備えた対応策として買収防衛策をあらかじめ定めておくことは必要かつ適切であると考えます。

以上の理由から、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

(別紙)

1. 提案する議題の内容

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の減額の件
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額を年額 4000 万円以内とする。
- (3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対策案（買収防衛策）の廃止の件

2. 提案の理由

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の減額の件

大井電気の子会社は、これまで期初に羊頭狗肉な業績予想を掲げ、株主に対し大きな期待を抱かせるも、結果として度重なる下方修正により、極めて不適切なミスリードを続発させていることに鑑み、その報酬の減額を求めるものです。業績予想にあたっては、策定後の事業環境の変化に伴い、多少の乖離は生じることは当然である一方、大井電気にあたっては下記の通り、わずか2年半で7回も下方修正を公表しており、取締役として経営資質、先見性がないと言わざるを得ません。

参考「直近の下方修正に伴う適時開示の経緯」

- ・2020年10月28日：「第2四半期累計期間（連結）業績予想と実績との差異及び通期（連結）業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
- ・2021年2月5日：「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
- ・2021年9月24日：「第2四半期累計期間（連結）業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
- ・2021年10月27日：「通期（連結）業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
- ・2022年2月4日：「通期（連結）業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
- ・2022年10月12日：「第2四半期累計期間及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
- ・2023年2月8日：「繰延税金資産の取崩しおよび通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）

この結果、下記の通り、期初予想とはかけ離れた実績が継続しており、株主をはじめステークホルダーへのミスリードが常態化しています。

21年3月期	売上高	営業利益	当期純利益
期初予想 (A)	27,000	600	470
実績 (B)	29,410	303	139
増減額 (B-A)	2,410	△297	△331

22年3月期	売上高	営業利益	当期純利益
期初予想 (A)	28,440	710	510
実績 (B)	24,735	△819	△1,023
増減額 (B-A)	△3,705	△1,529	△1,533

23年3月期	売上高	営業利益	当期純利益
期初予想 (A)	28,200	640	390
23/2/8時点予想(B)	22,200	△600	△810
増減額 (B-A)	△6,000	△1,240	△1,200

この件に関しては、大井電気の代表取締役社長の石田氏と面談を行った際、「度重なる下方修正についてはミスリードしていると考えている。計画の立て方は見直す必要があり責任があると考えている」とし、役員報酬の減額についても、「当然しないとイケないと考えている。」と社長自ら仰っていました。本議案は、代表取締役社長の石田氏のご意向にも沿った提案であり、ここ数年、業績不振が続く経営責任も兼ねた至極当然な提案であると考えます。

(3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件

敵対的買収における最大の防衛策は株価の向上です。しかしながら、大井電気が行っていることは、現在の低迷した株価水準を容認しつつ、なお買収防衛策の導入継続の意思があることから、現取締役の保身と判断せざるを得ません。目の前の課題を改善する姿勢は取らず、一方で買収防衛策のメリットのみを強調されるのは、取締役会による我田引水です。また、買収防衛策の導入は、より良い条件で株式を売却する機会を少数株主から奪うことになる恐れもあるため、買収防衛策の継続は少数株主の利益に反します。また、一般的に、コーポレート・ガバナンス・コード導入後は買収防衛策を廃止する傾向にあり、大井電気においても買収防衛策を導入すべきではありません。

以上